

首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金交付要綱

(就業マッチング補助金、トライアル就業補助金(副業・兼業型)、副業等人材活用促進補助金)

(通則)

第1条 この要綱は、首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金（以下「補助金」という。）の交付について、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 県内中小企業

中小企業等経営強化法に規定する中小企業者等であつて、県内に事業所を有するものをいう。ただし、資本の額、出資の総額及び常時使用する従業員の数については、中小企業基本法の定めるところによる。

(2) 山口県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）

県内中小企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいう。

(3) プロフェッショナル人材

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取り組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していく人物であつて、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

② 別表1に掲げる分類のいずれかに該当していること。

② 現職において県外の事業所で就業していること。（現職がない場合は直前の職とする）

③ 県外に在住していること。

④ 拠点の支援を受け、補助事業者との雇用契約または副業等に係る業務委託契約等に基づき、当該補助事業者の県内の事業所で業務に従事すること。

(4) 採用

補助事業者がプロフェッショナル人材と双方の合意に基づいて次の条件を満たす雇用契約を締結し、就業を開始させることをいう。

① 期間の定めのない雇用の採否を判断するための期間として3か月以上の期間の定めのあるもの又は期間の定めのないものであること。

② 健康保険及び厚生年金保険の適用があること。

(5) 副業・兼業

県外に在住するプロフェッショナル人材のうち、実務経験などの知見・ノウハウを活用し、拠点の支援を受けた補助事業者の事業所において、補助事業者との業務委託契約等に基づき職務や期間を限定して仕事を請け負うことをいう。

(6) 登録人材紹介事業者

拠点に登録した有料職業紹介事業者をいう。

(7) 登録副業マッチング事業者

拠点に登録した有料民間副業・兼業人材マッチング事業者をいう。

(8) 人材紹介手数料

登録人材紹介事業者または登録副業マッチング事業者に支払う人材紹介等に係る手数料をいう。

(9) 企業情報シート

拠点が定める、企業の採用ニーズを把握するための様式をいう。

(目的)

第3条 この補助金は、県内中小企業が登録人材紹介事業者や登録副業マッチング事業者の職業紹介機能等を利用して、プロフェッショナル人材を採用又は副業等により活用した場合に要する経費の一部を県が補助することにより、本県へのプロフェッショナル人材の還流を促進し、県内中小企業における「攻めの経営」を実現することを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業であること。
- (2) プロフェッショナル人材を県内の事業所において採用、または副業・兼業人材（以下「副業人材」という。）として業務に従事させること。
- (3) 拠点到企業情報シートを提出し、受付がなされていること。
- (4) 県税に係る未納の徴収金がないこと。
- (5) 補助金の審査に必要な書類を公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）の求めに応じて提出又は提示する、公益財団法人やまぐち産業振興財団の現地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金は、補助事業者が第3条の目的に基づき実施する事業において要する別表2に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という）のうち、理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 補助事業者が採用または副業人材として活用するプロフェッショナル人材が、補助事業者の役員の3親等以内の親族の場合
- (2) 補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体等から補助金、助成金等の交付を受けている場合
- (3) 同一企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社及び同条第4号に規定する親会社の関係にあるものを含む。）の内部における、県外事業所から県内事業所への異動等と認められる場合

(補助額等)

第6条 補助金の補助額、補助率並びに補助限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定において算出された金額に、千円未満の端数があるときは、それを切り捨

てるものとする。

- 3 旅費については、公益財団法人やまぐち産業振興財団職員の旅費支給規定に基づき算出する。
- 4 就業マッチング補助金及びトライアル就業補助金（副業・兼業型）は、それぞれ県の1会計年度を通じて、1社につき1名限りとする。

（交付申請）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、契約（契約の内定を含む）日から、就業もしくは委託業務を開始する日の前日までに、補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）、誓約書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

（補助事業の事前着手）

第8条 補助事業の着手は、原則として交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、就業マッチング補助金における旅費等事業の性格上やむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により交付決定前に事業に着手しようとする補助事業者は、補助金交付申請書に、事前着手理由書（様式第3号）を添付するものとする。

（補助金の交付の決定）

第9条 理事長は、第7条の規定により申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（申請内容又は経費の配分の変更）

第11条 補助事業者は、当該事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、各対象経費の相互間で配分変

更する場合であつて、そのいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更の場合については、この限りではない。

- 2 理事長は、前項の規定により申請書の提出があつた場合において、変更内容が適当であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書（様式第6号）を補助事業者へ通知するものとする。
- 3 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

（事業の中止又は廃止）

第12条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助金（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があつた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知する。

（補助金の支払等）

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

（就業等状況の報告）

第16条 就業マッチング補助金の補助事業者は、プロフェッショナル人材について、採用後1年を経過した時点での就業等状況を同日から起算して30日以内に状況報告書（様式第10号）により理事長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、就業マッチング補助金の補助事業者は、プロフェッショナル人材が採用後1年以内に退職した場合、同日から起算して30日以内に状況報告書（様式第10号）により理事長に報告しなければならない。

（補助金の経理等）

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

第18条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第19条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

3 理事長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(補助金の返還)

第20条 理事長は、次に掲げる場合、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 就業マッチング補助金の補助事業者がプロフェッショナル人材を採用後1年以内に解雇又は県外の事業所に配置転換した場合。ただし、当該解雇又は配置転換が当該プロフェッショナル人材の責めに帰する事情によるものその他のやむを得ない理由があるものとして理事長が認める場合は、この限りではない。

(2) 補助事業者が登録人材紹介会社や登録副業マッチング事業者から人材紹介手数料の返還を受けた場合。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

分 類	内 容	必要とされる実務経験	実務経験年数
1 経営人材・経営サポート人材	経営者や経営者を支え、企業マネジメントに携わる人材	企業経営や大手企業等での事業部管理等のマネジメント経験者等	必要とされる実務経験年数については、概ね5年以上の経験とするが、これにより難しい場合は、個別に判断する。
2 販路開拓人材	新規事業や海外事業の立ち上げなど、新たな販路を開拓する人材	商社等での営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業企画等のグローバルビジネス経験者等	
3 事業再生人材	県内中小企業が抱える課題を解決し、事業再生を推進する人材	金融機関のOBなど、事業再生に係る案件をマネジメントした経験を有する者等	
4 生産性向上人材	開発や生産等の現場で新たな価値を生み出すことのできる人材	大手企業等の工場長経験者など、研究開発現場でマネジメント経験を有する者等	
5 その他人材	上記の他、県内中小企業が求める技能・知識を有し、経営や事業を牽引し、企業の成長を促進する人材	事業者が求めるスキルについて、実務経験を有する者等	

別表 2 (第 5 条及び第 6 条関係)

事業区分	補助率/限度額	事業内容	対象経費
就業マッチング補助金	〔補助率〕 1/2 〔限度額〕 ①手数料：100 万円 ②旅費：10 万円	就業マッチングの成約に際し、補助事業者が負担する経費の一部を補助する。	①手数料：登録人材紹介事業者に対する紹介手数料 ②旅費：採用決定後に雇用契約締結等のため、プロフェッショナル人材が補助事業者の事業所を訪問する際の移動費（交通費・宿泊費）及び補助事業者の代表者等がプロフェッショナル人材の所在地等を訪問する際の移動費（交通費・宿泊費） ※②のみの申請は不可 ※以下の全てを満たすプロフェッショナル人材の採用であることが必要 ○原則として申請時点で県外に在住しており、就業の開始に伴って県内へ移住すること ○雇用される際の年間換算給与額（給与月額のうち割増賃金の基礎となる部分に 16.51 を乗じた額）が 300 万円以上と見込まれること
トライアル就業補助金（副業・兼業型）	〔補助率〕 1/2 〔限度額〕 ①手数料：10 万円 ②委託費：100 万円 ③旅費：50 万円	就業までを見据えた比較的長期の副業の成約時の、補助事業者が負担する経費の一部を補助する。	①手数料：登録副業マッチング事業者に対する紹介手数料等 ②業務委託費：副業人材に対する業務委託費 ③旅費：副業人材が補助事業者の県内の事業所を実際に訪れて業務に従事する場合の、副業人材の現住所地から業務に従事する補助事業者の県内の事業所までの移動費（交通費・宿泊費） ※以下の全てを満たす副業であることが必要 ○将来的な就業を見据えた副業であることについて、副業人材と補助事業者双方の間で合意が得られていること ○副業期間が概ね 3 か月超であり、かつうち通算で概ね 3 分の 1 以上に当たる期間において、補助事業者の県内の事業所で業務に従事すること、またはそれに類するものであると別に理事長が認めるもの ○副業人材の現住所地から、業務に従事する補助事業者の県内の事業所までの交通費（往復）の実質負担額が 1 万円以上であること
副業等人材活用促進補助金	〔補助率〕 1/2 〔限度額〕 ①手数料：10 万円 ②旅費：10 万円	企業の個別課題に対応した比較的短期の副業の成約時の、補助事業者が負担する経費の一部を補助する。	①手数料：登録副業マッチング事業者に対する紹介手数料 ②旅費：副業人材が補助事業者の県内の事業所を実際に訪れて業務に従事する場合の、副業人材の現住所地から業務に従事する補助事業者の県内の事業所までの移動費（交通費・宿泊費） ※以下の全てを満たす副業であることが必要 ○補助事業者の県内の事業所において毎月 1 日以上、業務に従事すること ○副業人材の現住所地から、業務に従事する補助事業者の県内の事業所までの交通費（往復）の実質負担額が 1 万円以上であること

注) 補助金の交付申請年度は、プロフェッショナル人材を雇用または副業人材として活用を開始した年度とし、補助対象経費は交付申請年度と同一年度内で支払が完了するものに限る。